

令和8年度京都府内中小企業等のワーク・ライフ・バランス推進及び育児休業取得促進に係る企業支援業務 質疑・回答

No	質問	回答
1	<p>仕様書「3 業務内容 (1) 数値目標 ア 働きやすい職場環境づくり支援」</p> <p>同一の企業が「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に係る支援」と「男性育休促進のための支援」の双方を希望した場合、支援対象企業数としては2社として算定されることになりますか。</p>	<p>同一の企業が「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に係る支援」及び「男性の育児休業取得促進に係る支援」の双方を希望する場合には、両方の支援を実施することは差し支えありません。ただし、支援対象企業数の実績については、いずれか一方の支援のみを計上するものとします。</p>
2	<p>仕様書「3 業務内容 (2) 働きやすい職場環境づくり支援」</p> <p>支援対象企業40社への支援実施にあたり、対面形式やオンライン形式など、特定の開催形式に関する指定はありますか。</p>	<p>開催形式については特段の定めはありません。支援対象企業の要望を踏まえつつ、効果的な支援が実施されるよう、適切な方法をご提案ください。</p>
3	<p>仕様書「3 業務内容 (2) 働きやすい職場環境づくり支援」</p> <p>支援企業40社に対して、1社あたりの実施回数の規定はありますか。</p>	<p>特段の規定はありませんが、働きやすい職場環境づくり支援においては、複数回にわたる支援対応が必要となることが想定されます。支援対象企業の要望を踏まえつつ、効果的な支援が実施できるよう、適切な方法・回数をご提案ください。</p>
4	<p>仕様書「3 業務内容 (2) 働きやすい職場環境づくり支援 ウ」</p> <p>支援企業ごとのアンケート実施形式については指定の方法がありますか。</p>	<p>指定の方式はありませんので、企業が回答しやすい方法をご提案ください。なお、アンケート内容については、京都府と協議の上、決定するものとします。</p>
5	<p>仕様書「3 業務内容 (3) 男性育休促進セミナーの実施 ウ」</p> <p>定員40名程度は、1社で2名参加の場合、参加人数として2名とカウントできますか。</p>	<p>1社から複数名が参加する場合についても、参加人数の実績として計上して差し支えありません。ただし、より多くの企業に参加いただく観点から、1社当たりの参加人数については、京都府と協議の上、上限を設定いただくようお願いします。</p>
6	<p>仕様書「3 業務内容 (3) 男性育休促進セミナーの実施キ」</p> <p>セミナーを対面形式で実施する際の保育場所の確保については、委託料の範囲に含まれますか。あるいは、京都府が所有する施設等での一時預かりを利用することは可能でしょうか。</p>	<p>セミナーを対面形式で実施する場合における保育場所の確保については、委託料の範囲に含まれるものとします。なお、京都府が所有する施設等を利用する場合においても、原則として同様の取扱いとします。なお、保育場所への保育士の派遣については、京都府において対応することが可能です。この場合における人件費及び交通費については京都府の負担とし、委託料には含まれません。</p>
7	<p>提出書類「様式2 各種資格認定者一覧表」</p> <p>認定機関・資格内容・業務実績・人数とありますが、この人数は何をさしますか。</p>	<p>事業の人員体制に含まれる各種資格認定者の人数です。</p>